

被保険者各位

公告 第06－12号
令和6年10月23日
平和堂健康保険組合
理事長 永井 敬一

令和7年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項に規定する令和6年9月30日における当組合の全被保険者の報酬月額を平均した額242,799円を任意継続被保険者の報酬月額とみなした時の標準報酬月額は下記の通りであるので公告します。

記

1.任意継続被保険者の標準報酬月額

19等級 240,000円
(令和6年度から変更はありません)

2.上記標準報酬月額の適用期間

自：令和7年4月1日

至：令和8年3月31日

以上